開発許可制度等の標準処理期間

〇都市計画法

手続きの内容	根拠法令	標準処理期間
開発行為の許可	法第29条	30日
開発行為の変更許可	法第35条の2第1項	30日
工事完了の検査、検査済証の交付	法第36条	30日
工事完了公告前の建築制限承認	法第37条	20日
開発許可で指定された建ぺい率等の制限許可	法第41条第2項	20日
予定建築物以外の建築物等における建築等許可	法第42条第1項	20日
建築等の許可	法第43条	30日
地位の承継承認	法第45条	15日
開発行為又は建築に関する証明等の交付	施行規則第60条	20日

〇山梨県宅地開発事業の基準に関する条例

許認可等の種類	根拠法令	標準処理期間
設計の確認	条例第9条	30日
設計の変更	条例第10条	30日

- ※申請書を受理するには、申請に必要な書類が全て揃っている必要があります。
- ※標準処理期間は、申請書を受理した日の翌日から起算して当該処理通知を行うまでの日数とする。
- ※次に掲げる日数は、標準処理期間に係る日数に算入しない。
- (1)山梨県の休日を定める条例(平成元年条例第6号)第1条第1項に規定する県の休日
- (2)申請書の不備等の理由により補正を求めた場合における当該補正に要する日数
- (3)申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする日数
- (4)審査のために必要な情報の提供を申請者に求めた場合における、当該提供に要する日数
- (5) 開発審査会の議を得る必要がある場合、開発審査会の開催に要する日数
- (6)関係法令との協議・調整の結果、同日許可する必要がある場合や、関係法令の審査などに要する日数
- ※本課処理分の標準処理日数は上記の標準処理日数に5日分を加えた日数とする。